

出席停止期間の基準

病 名	期間の基準
インフルエンザ	発熱した次の日から 5 日を経過し、かつ解熱した次の日から 3 日を経過するまで
百日咳	特有の跡が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した次の日から 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで(発病後 2 週間は入水禁止)
結核	拝菌なく、症状により伝染の恐れがないと認められるまで (予防投与は登園可)
腸管出血性 大腸菌感染症	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
手足口病 ヘルパンギーナ	医師が認めるまで
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態の良いものは登園可 (発疹期:既にウィルス排泄され感染力は消失)
溶連菌感染症	抗菌投薬後、24 時間から 48 時間経過していること
流行性嘔吐下痢症 (ウィルス性腸管感染症)	嘔吐、下痢等の症状が始まり、普段の食事ができれば登園可
マイコプラズマ肺炎	治療後、全身状態の良いものは登園可

※いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。